## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和7年10月24日

鴻巣市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				屈巣・広田	無	令和4年度 ~ 令和8年度	上谷田農地管理 会
0				前砂	無	令和6年度 ~ 令和10年度	前砂環境保全会
0				八幡田、寺谷、三ツ木、川 面、市ノ縄、箕田	無	令和3年 ~ 令和7年 度 ~ 度	箕田農地環境保 全会
0				郷地、安養寺、笠原	無	令和6年 令和10 度 ~ 年度	笠原農地環境保 全広域協定運営 委員会
0				常光	無	令和6年 ~ 令和10 度 ~ 年度	常光農業環境保 全会
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	